

会 計 課 長

首席矯正処遇官（処遇担当）

### 保管私物の領置及び廃棄について

標記については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、令和3年8月16日付け達示第40号「被収容者の金品の取扱いに関する実施細則」の制定について、平成27年6月10日付け所長指示第41号「被収容者の保管私物の取扱いについて」及び平成31年3月1日付け首席矯正処遇官（処遇担当）指示第23号「被収容者等が所持する物品の廃棄処理について」に基づいて、下記のとおり取り扱うため、留意願います。

なお、平成19年11月30日付け当職事務連絡については即日廃止します。

### 記

#### 1 保管私物の領置について

書籍の領置については、保管限度量を超過した場合で、交付すべき外部の者がいないなどやむを得ない場合に、当該被収容者が書籍の領置を希望したときに、これを認めるものであり、1回の領置冊数については5冊以上とする。

#### 2 保管私物の廃棄について

保管私物を廃棄する場合、被収容者の自己管理から離れ、施設が当該物品の廃棄処理を行う関係上、廃棄に係る物品の所持者及び品名の記録を一定期間残しておく必要があると各処遇区が判断した場合には、被収容者に廃棄願箋を記載させた上、当該物品と共に提出させ処遇区において当該物品を廃棄し、当該願箋を各処遇区において1年間保存するものとする。